

第1章 はじめに

1 基本指針策定の趣旨

2000年(平成12年)に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、本県の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進するため、2003年(平成15年)に「福岡県人権教育・啓発基本指針」(以下「基本指針」という。)を策定しました。

本県では、この基本指針に基づき、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、豊かな人権感覚を身に付けることを通じて、*人権文化の構築と共生社会の実現に向けた人権施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、依然として、学校、地域、家庭、職場など社会生活の様々な局面において、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する偏見や差別が見られます。

また、基本指針の策定以降、高齢化、国際化、情報化の進展などを背景に新たな人権問題が顕在化しており、さらに、子ども・高齢者・障がいのある人に対する虐待の防止を目的とした法律や、障がいを理由とする差別の解消、ヘイトスピーチの解消、部落差別の解消を目的とした法律など、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいます。

今回、これらの人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、必要な見直しを行うものです。

一人ひとりが幸福を実感できる社会を実現するためには、自他をかけがえのない存在として尊重し、自己の個性や創造性の伸長を図りつつ、社会参加や自己実現を可能にする社会的な環境や条件の整備が求められています。このため、人権尊重の精神の確立とすべての人々の共生に向けて、人権教育・啓発を創意工夫し、粘り強く展開していくことが必要です。

この新たな基本指針及びこれに基づく実施計画により、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策を、さらに総合的かつ効果的に推進していきます。

2 基本指針の性格

この基本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、本県における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、次の性格を有します。

- (1) 国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び国連総会における「人権教育のための国連10年」決議の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの
- (2) 「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」及び2003年(平成15年)に策定した基本指針の考え方を引き継ぎ、これまでの取組みを踏まえ、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指すための人権教育・啓発の在り方を示すもの
- (3) 「福岡県人権問題に関する県民意識調査」等により明らかになった本県の実態を踏まえ、学校、地域、家庭、職場など社会生活の様々な局面で、それぞれのライフサイクルに応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、人権教育・啓発の中長期的な方針を示すもの
- (4) 人権が尊重される社会づくりの担い手は県民であり、行政機関、企業、民間団体等が、それぞれの役割を踏まえた上で、連携・協働して、人権教育・啓発を推進するものであること